

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十九条第一項の規定による環境影響評価対象事業の工事着手等の届出があったので、同条第二項の規定によって、次のとおり公告する。

令和六年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	福山市 福山市長 枝広 直幹
事業者の住所	福山市東桜町三番五号

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称	福山市次期ごみ処理施設整備事業
対象事業の種類	ごみ焼却施設の設置事業
対象事業の規模	六〇〇トン（一日当たりの処理能力）

三 対象事業実施区域

福山市箕沖町一〇七番一四

四 条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなった号並びにその理由及び時期

該当することとなった号	第二号
該当することとなった理由	対象事業が完了したため
該当することとなった時期	令和六年七月三十一日